

国立大学法人電気通信大学におけるライセンス等の対価として取得する株式
等取扱要項

制定 令和6年6月21日要項第3号

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の研究成果に係る知的財産権のライセンス等の対価を現金に代えて株式又は新株予約権（以下「株式等」という。）を取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって本学におけるベンチャー活動を支援し、イノベーション創出を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」とは、国立大学法人電気通信大学職員の職務発明等に関する規程第3条第3号及び第4号に規定する権利並びに国立大学法人電気通信大学著作物取扱規程第2条第4号に規定する著作権、電気通信大学研究開発成果有体物取扱規程第2条に規定する成果有体物に関し法律上保護される利益に係る権利をいう。
- (2) 「ライセンス等」とは、知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。

(株式等の取得の基準)

第3条 ライセンス等の対価としての株式等の取得は、ライセンス等を行った相手方が電通大発ベンチャー（別に定めるところにより、本学から認定を受けた事業者をいう。以下同じ。）であって、次条に規定する審査を経て現金の支払を免除又は軽減することが企業等の経営の加速のために特に必要であると学長が認めた場合に限り、行うことができる。

(株式等の取得の手続)

第4条 産学官連携センター長（以下「センター長」という。）は、ライセンス等の対価について、電通大発ベンチャーから株式等による支払いの申込みを受けたときは、当該電通大発ベンチャーの株式等の取得の妥当性を判断するために財務状況その他の必要な事項を審査するものとする。

- 2 センター長は、前項の審査により株式等の取得の適否その他の結果を学長に報告するものとする。

(実施補償)

第5条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合に、国立大学法人電気通信大学発明補償等に関する細則第4条に規定する実施補償金については、当該株式等を取得した後に換金し収入を得た場合に支払うものとする。この場合において、当該収入額から特許出願、維持経費及び仲介者手数料等並びに当該株式等の売却収入等を得るために要し

た手数料等を控除した額を、同条に規定する残りの部分として算定する。

2 前項の規定は、国立大学法人電気通信大学著作物活用に対する補償金細則第2条に規定する補償金について準用する。この場合において、前項中「特許出願、維持費及び仲介者手数料等」とあるのは、「大学が負担した必要経費」と読み替える。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年6月21日から施行する。